

- (3) 通学等検討部会の報告
①新中学校通学方針

飯山市新中学校通学方針

飯山市中学校統合推進委員会
通学等検討部会
飯山市教育委員会

(3) 通学等検討部会の報告
①新中学校通学方針

～ 目 次 ～

1. 目 的	・ ・ ・ ・ ・	P 1
2. 基本方針	・ ・ ・ ・ ・	//
3. 方針の見直し	・ ・ ・ ・ ・	P 2
4. 地域別の通学方針	・ ・ ・ ・ ・	P 3
[城南中学校(新中学校名案)]		
(1) 秋 津 地 区	・ ・ ・ ・ ・	P 3
(2) 飯 山 地 区	・ ・ ・ ・ ・	//
(3) 木 島 地 区	・ ・ ・ ・ ・	P 6
[城北中学校(新中学校名案)]		
(4) 富 倉 地 区	・ ・ ・ ・ ・	P 8
(5) 柳 原 地 区	・ ・ ・ ・ ・	//
(6) 外 様 地 区	・ ・ ・ ・ ・	P 9
(7) 太 田 地 区	・ ・ ・ ・ ・	//
(8) 岡 山 地 区	・ ・ ・ ・ ・	P 11
(9) 瑞 穂 地 区	・ ・ ・ ・ ・	//
(10) 常 盤 地 区	・ ・ ・ ・ ・	P 14
5. その他関連する事項	・ ・ ・ ・ ・	P 14

資料① 城南中学校通学方針図	・ ・ ・ ・ ・	P 16
資料② 城南中学校通学形態シミュレーション表	・ ・	P 17
資料③ 城北中学校通学方針図	・ ・ ・ ・ ・	P 18
資料④ 城北中学校通学形態シミュレーション表	・ ・	P 19～20

(3) 通学等検討部会の報告

①新中学校通学方針

1. 目 的

平成22年4月から、市内3中学校を統合し、新たに2校の中学校を開校します。

2校は既存の校舎（現第一中学校及び照丘高校）を活用することから、中学校への通学について、変更する地域とそうでない地域が存在してきます。

そこで、当市の中学校生活にて、重要となる通学の方針について、新中学校の開校にあたり、市内で統一する事項、通学区域の変更によって方法等が変更する地域について、「飯山市中学校統合計画」に基づき、開校が円滑に、そして中学校生活がより充実するものとなるようここに飯山市新中学校通学方針を作成するものです。

2. 基本方針

市内中学校の通学については、**徒歩通学**を原則としますが、均衡のあるより良い教育環境をつくるために、当市の特性（地形・気候など）を考慮し、地域によっては配慮しなければならない箇所が生じてきます。

配慮事項については次のとおりとします。

(1) 遠距離通学となる概ね6 km以上の地域における通年補助。

- ・ J R、路線バス等運賃に対処する補助。
- ・ スクールバス運行（※1）による補助。

(2) 通学区が変更し、概ね5 kmとなる地域、特に橋梁を利用しなければならない地域における通年補助。

- ・ スクールバス等運行（※1）による補助。

**(3) 通学距離が概ね5 km以上となる地域における冬期間補助。
(※2)**

- ・ 公共交通等必要となる運賃に対処する補助。

(4) 通学距離が概ね3 km以上の地域における夏季自転車通学の認可。

- ・ 利用者（保護者含む）が必要に応じて自転車通学を学校長へ申請。各学校の運営（きまり）に基づき許可を行う。
- ・ 許可条件（自己による自転車保険加入等）を含むとともに定期的な講習及び点検の実施。

(3) 通学等検討部会の報告

①新中学校通学方針

2. 基本方針

- ※1 学校配備となるスクールバスの運行については、原則朝2便、夕2便として、登校日はもちろんのこと、部活動等に連動させ、土、日曜等の休校日の運行も視野に入れ、各学校にて、定期的に計画表を事前に作成し運行にあたる。さらに、必要に応じて他地域の通学等の運行等にも活用する。
- ※2 冬期間における通学については、個々の条件や地域の気象等を考慮しながら、学校の状況判断により通学を行う。

3. 方針の見直し

新中学校開校時には、当該方針を基本として運用に努めるが、通学路の状況や生徒数の変更等により、スクールバス等の経路や本数、通学方法などの見直しが必要となった場合には、各学校にて検討をし見直しをします。

また、現在も行われている学校との地区懇談会等の活用をするなかで、関係者の連携を密にし、より良い通学の確保のため改善等に努めていきます。

(3) 通学等検討部会の報告

①新中学校通学方針

4. 地域別の通学方針

【城南中学校（新校名案）】

(1) 秋津地区（P 4 経路図）

①通学方法

基本（3）該当区：（深沢区、茂右エ門新田区）、上組区

基本（4）該当区：中山根区、飯駒区、秋津中央区、伍位野区、荒船区

②通学路

別紙通学路図参照

③必要とする事項

- ・市道 2－3 5 8 号における街灯の増設。
- ・遠距離となる冬期間通学の配慮を行う。

④今後の課題

- ・地区関係者との連携をも図り、地区内における街灯設置の推進を図る。
- ・蓮地区の主要通学路となる国道 2 9 2 号における歩道整備の推進を図る。

(2) 飯山地区（P 5 経路図）

①通学方法

基本（1）該当区：斑尾区、堂平区、分堂区、西山区

基本（4）該当区：市ノ口区、有尾区、北町区

②通学路

別紙通学路図参照

③必要とする事項

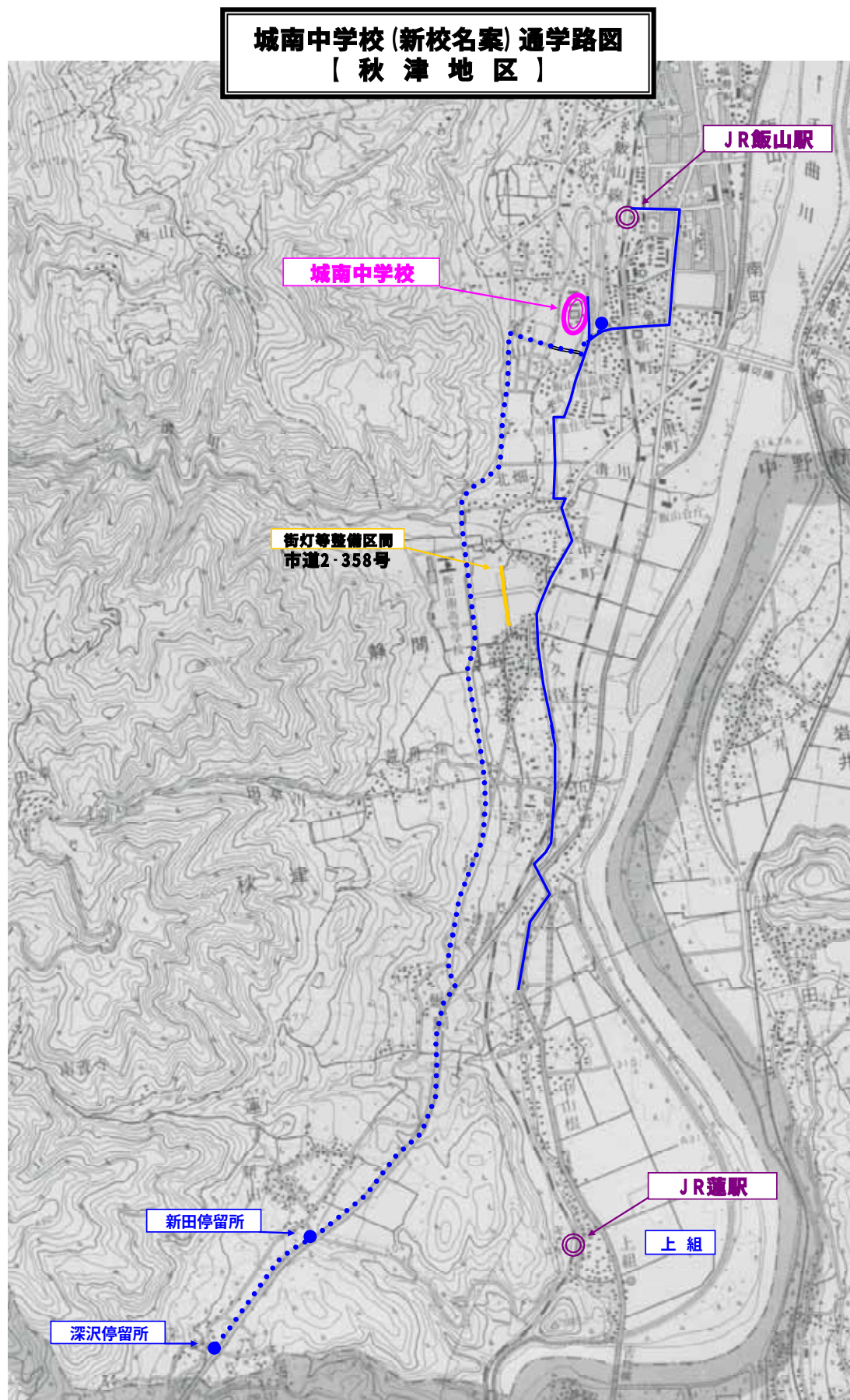
- ・市道 1－2 0 8 号（城南中周辺坂道路）における環境整備（立木の伐採、街灯の設置等）と除雪の充実を図る。
- ・駅周辺整備事業内において、関係する機関と連携を図り安全確保に努める。

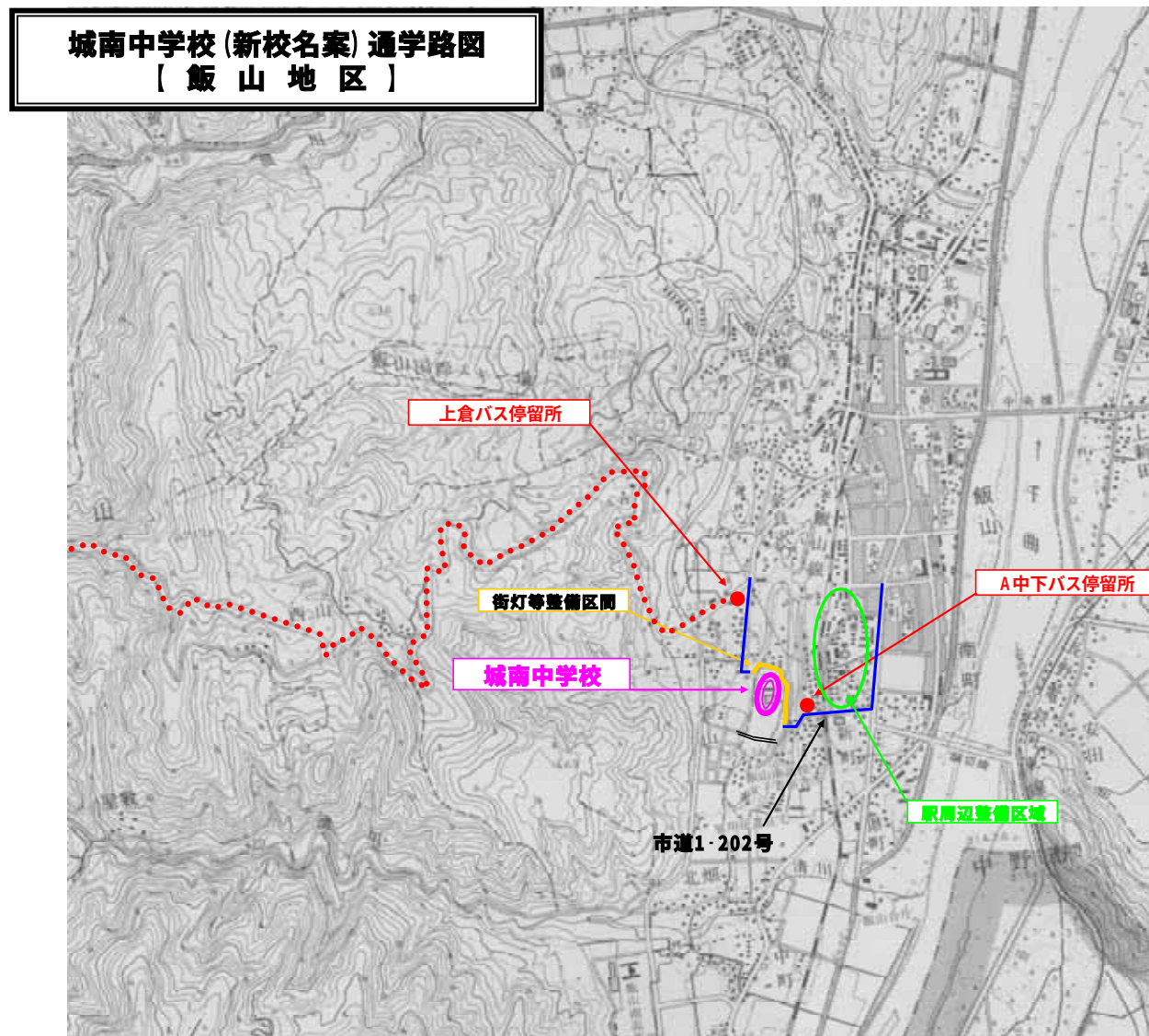
④今後の課題

- ・駅周辺整備事業に伴う市道 1－2 0 8 号（東西路線）の道路改良（歩道整備）の必要性。
- ・新幹線飯山駅周辺整備に伴う工事状況について、通学路等の支障する案件については、その都度、学校関係者への周知を図り、安全確保に努める。

(3) 通学等検討部会の報告

①新中学校通学方針





(3) 通学等検討部会の報告

①新中学校通学方針

4. 地域別の通学方針

【城南中学校（新校名案）】

(3) 木島地区（P7経路図）

①通学方法

基本（2）該当区：天神堂区、山岸区、其綿区、吉区

下木島区の一部（字家浦・前田・冷田付近）

基本（4）該当区：下木島区、坂井区、野坂田区、上新田区

②通学路

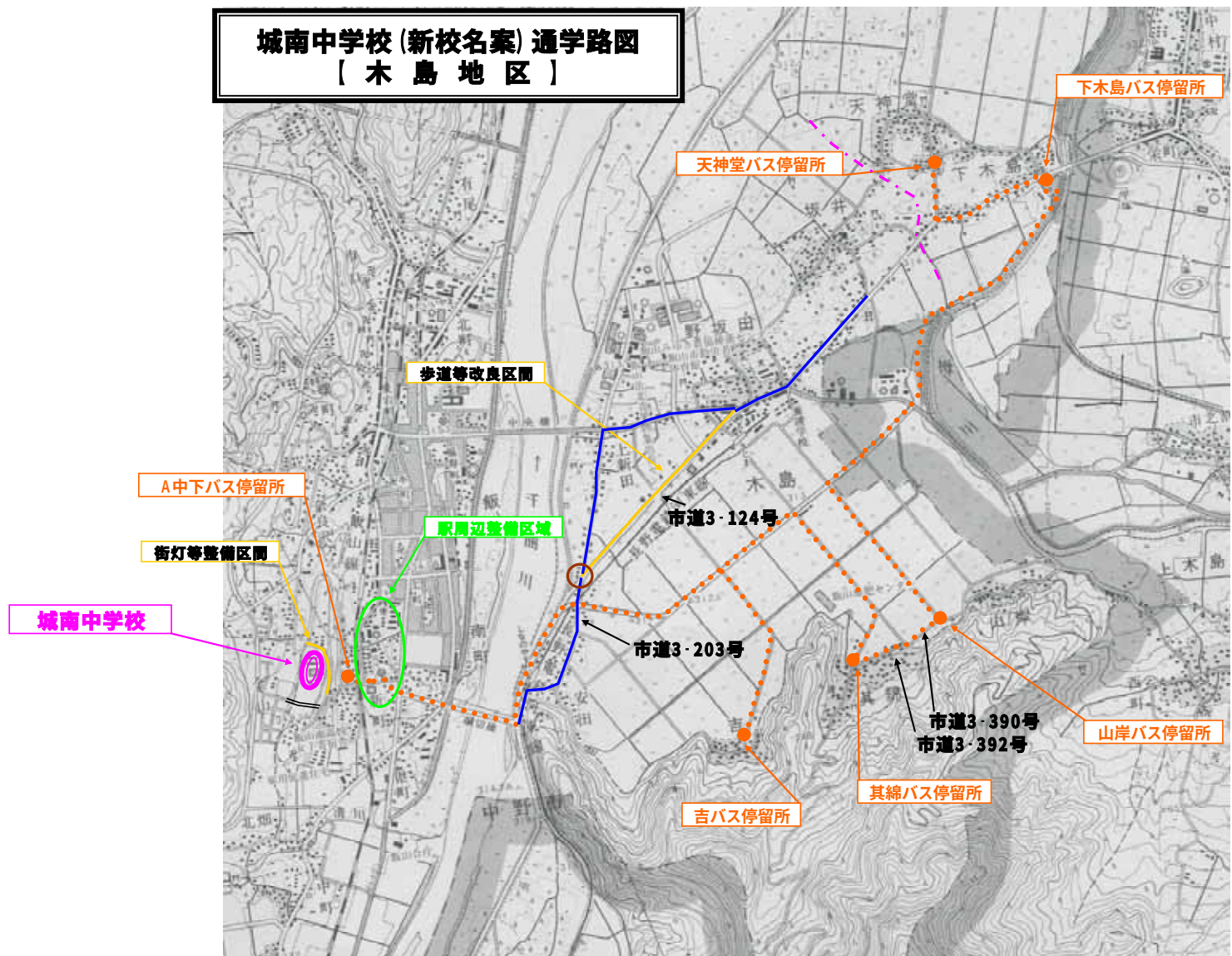
別紙通学路図参照

③必要とする事項

- ・ 停留所については、天神堂集出荷センター、下木島長電バス停付近に設定し、山岸、其綿、吉区については、区入口付近に設ける。
- ・ 主要通学路となる市道3-124号における街灯の設置。
- ・ 城南中学校下（柵の浦団地入口）における乗降車場の整備。
- ・ 市道3-390及び3-392号のスクールバス路線は、道路幅員が狭いため（w=3.0）冬期間の経路変更を視野に入れ検討する。（冬期間路線変更）
- ・ 市道3-203号と3-124号交差点における横断歩道の充実。

④今後の課題

- ・ 中央橋改良に伴う国道403号の早期歩道整備の推進。（5交差路まで）
- ・ 市道3-124号における歩道整備の必要性の検討。
- ・ 新幹線飯山駅周辺整備に伴う工事状況について、通学路等の支障する案件については、その都度、学校関係者への周知を図り、安全確保に努める。



(3) 通学等検討部会の報告

①新中学校通学方針

4. 地域別の通学方針

【城北中学校（新校名案）】

(4) 富倉地区（P 1 8 経路図）

①通学方法

基本（1）該当区：全地区

②通学路

それぞれの停留所までをそれぞれ通学路とする。

③必要とする事項

- ・停留所については、生徒の居住状況により、その年度ごとに設定する。

④今後の課題

- ・遠方のため、バス運行の発着については、学校との連携を十分に図り、無駄のないよう運行にあたる。

(5) 柳原地区（P 1 0 経路図）

①通学方法

基本（1）該当区：全地区

②通学路

別紙通学路線図参照

（スクールバス路線停留所までをそれぞれ通学路とする。）

③必要とする事項

- ・スクールバス1の停留所については、原則、大川:公民館、山口:公会堂、藤ノ木:公会堂、小佐原:公会堂とする。
- ・スクールバス2の停留所については、原則、四ッ屋:公会堂、南条:公会堂、上新田:公民館、笹川:公民館とする。
- ・特に冬期間は道路幅員が狭まるため、停留所の位置について、検討が必要となる。状況を把握する中で学校関係者により位置の設定を行う。

④今後の課題

- ・冬期間のバス停設置にあたり、必要に応じて除雪等の対策を講じる。

(3) 通学等検討部会の報告

①新中学校通学方針

4. 地域別の通学方針

【城北中学校（新校名案）】

(6) 外様地区（P10経路図）

①通学方法

基本（1）該当区：中条区

基本（4）該当区：中曽根区、顔戸区、法寺区

②通学路

別紙通学路線図参照

③必要とする事項

- ・中条区における乗降車位置については在校生の居住状況を勘案して停留所を設ける。
- ・市道1-210号（小泉～尾崎区間）における街灯の整備。

④今後の課題

- ・市道1-210号（法寺～南条区間並びに法寺～尾崎間）における道路整備の必要性の検討。（拡幅・水路甲蓋設置等）
- ・地区関係者との連携を図り、地区内における街灯設置の推進を図る。

(7) 太田地区（P12経路図）

①通学方法

基本（1）該当区：三郷区

基本（4）該当区：曾根区、蕨野区、瀬木区

②通学路

別紙通学路線図参照

③必要とする事項

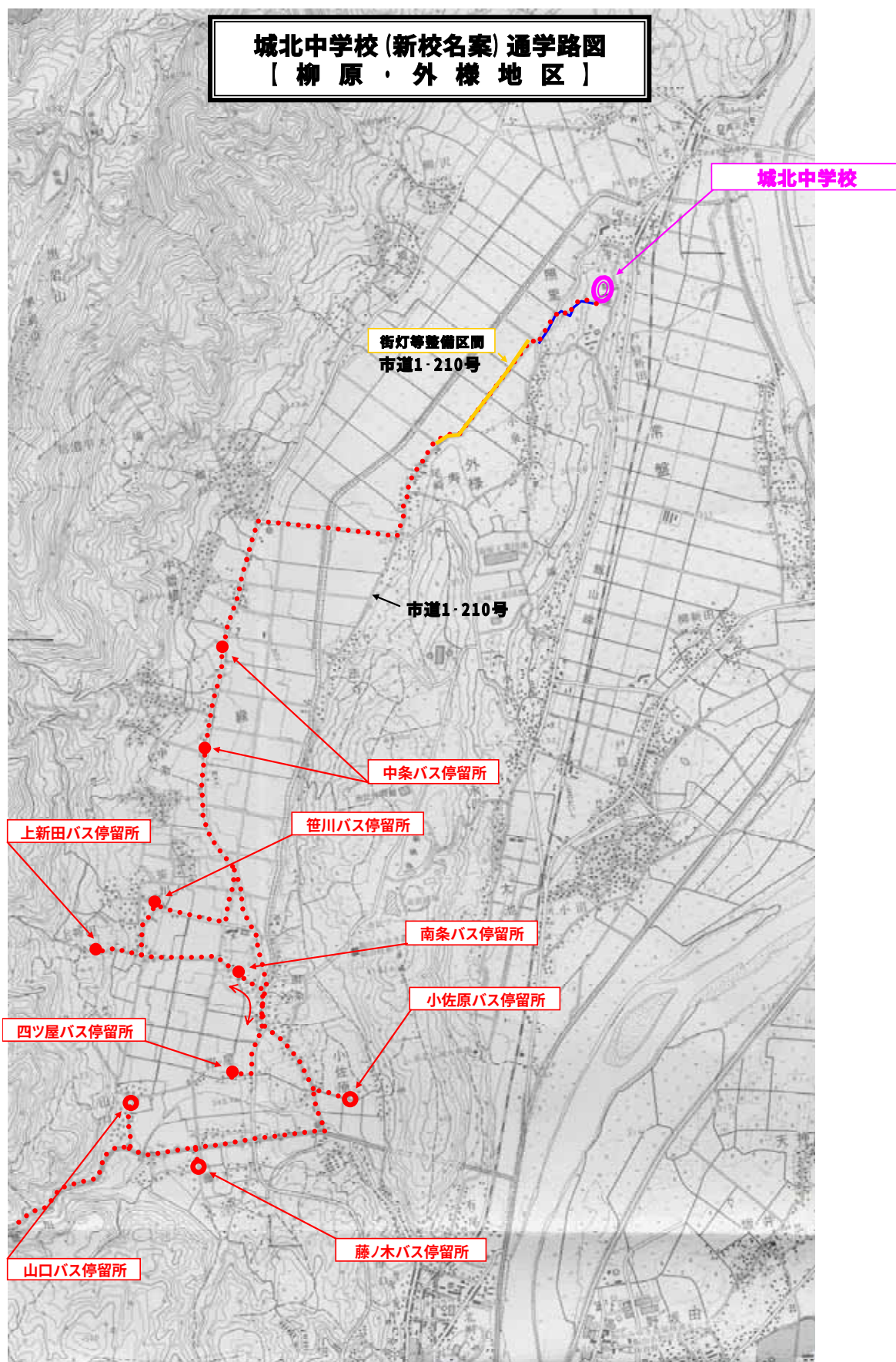
- ・市道7-317号（城北中南北道路）における環境整備と除雪の充実。
- ・路線バス時刻の改正。学校の実情に見合った時刻運行の調整を行う。

④今後の課題

- ・地区関係者との連携を図り、地区内における街灯設置の推進を図る。
- ・主要通学路と思われる歩道施設除雪の充実を図る。

(3) 通学等検討部会の報告

①新中学校通学方針



(3) 通学等検討部会の報告

①新中学校通学方針

4. 地域別の通学方針

【城北中学校（新校名案）】

(8) 岡山地区（P 1 2・1 3 経路図）

①通学方法

基本（1）該当区：全地区

②通学路

路線バス及びJ R各駅までの間。地区内の枝線の利用。

（各家庭からの通学届により、通学路を設定しており、特に学校では定めない。）

③必要とする事項

- ・路線バス時刻の改正。学校の実情に見合った時刻運行の調整を行う。
- ・県道箕作飯山線（桑名川駅～藤沢区）区間における街灯の増設。
- ・市道7－3 1 7号（城北中南北道路）における環境整備と除雪の充実。

④今後の課題

- ・J R運行において関係者との連携を図る。（運行時刻の調整）

(9) 瑞穂地区（P 1 5 経路図）

①通学方法

基本（1）該当区：戸那子区、中組区、富田区、福島区、神戸区、小菅区

基本（2）該当区：笹沢区、針田区、関沢区（屋株含む）

基本（4）北原区、柏尾区

②通学路

別紙通学路線図参照

（スクールバス路線停留所までをそれぞれ通学路とする。）

③必要とする事項

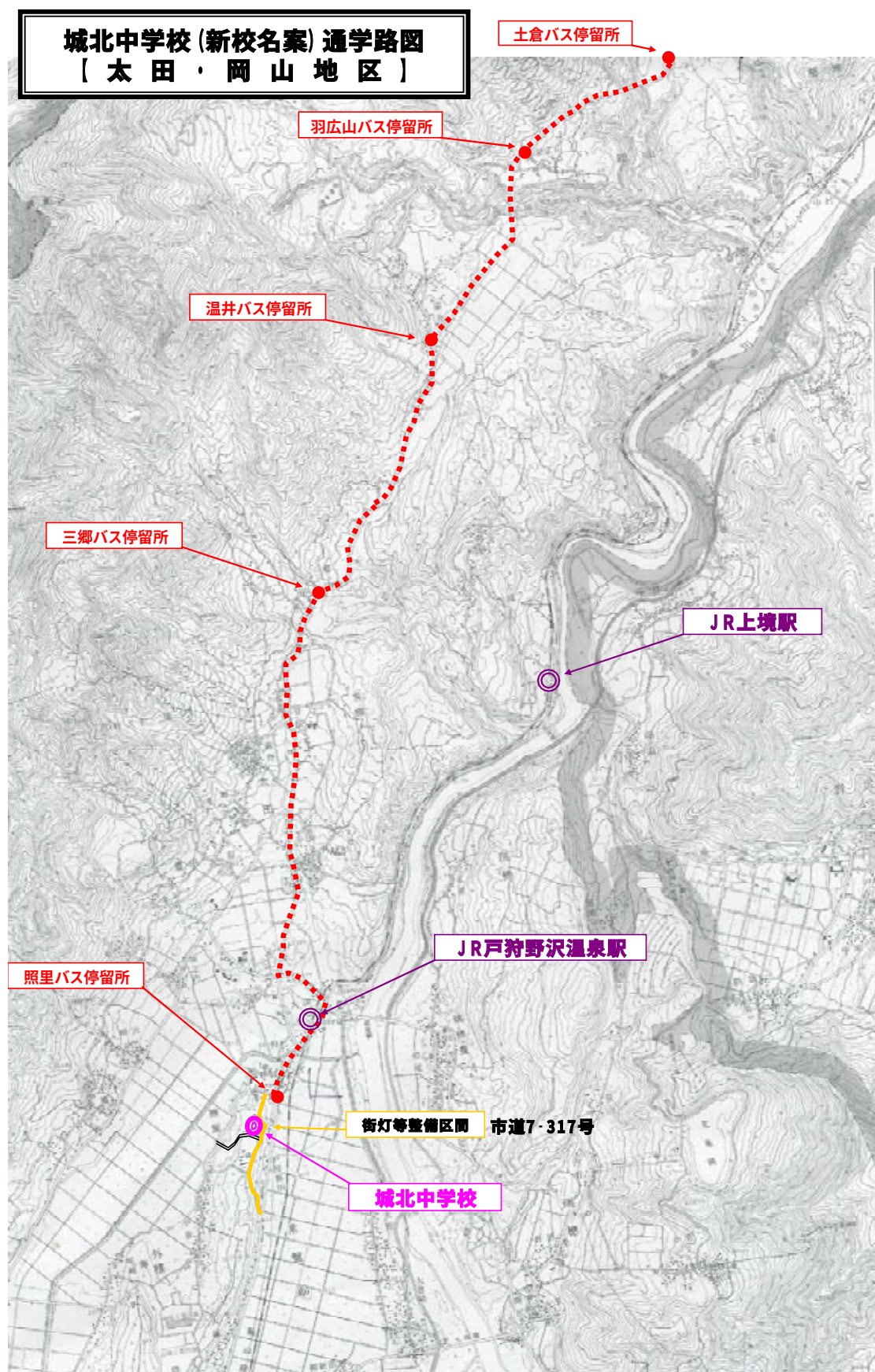
- ・スクールバス3については、停留所を神戸：十王堂、福島：神戸線三叉路
富田：精米所前、中組：区民センター前、戸那子：新進前として設置する。
- ・スクールバス4については、停留所を小菅：仁王門前、内野：長電B停付近、
針田：長電B停付近、関沢：長電B停付近及び同大関橋並びに屋株付近として設置する。
- ・市道4－1 1 5号の幅員改良の推進を図る。
- ・主飯山野沢温泉線（市村境付近）の街灯の充実を図る。
- ・県柏尾戸狩停車場線（柏尾橋～戸狩区間）の街灯の充実を図る。
- ・市道4－4 4 4号（柏尾南端）の街灯の充実を図る。
- ・生徒の居住状況により、経路や停留所の設定を行う。

④今後の課題

- ・市道4-115号のスクールバス路線は、道路幅員が狭いため（w=3.0）冬期間の経路について検討が必要。（冬期間路線変更）
- ・バス運行については、学校関係者との連携を密にし、冬期間の除雪も含め、より良い運行の充実を図る。

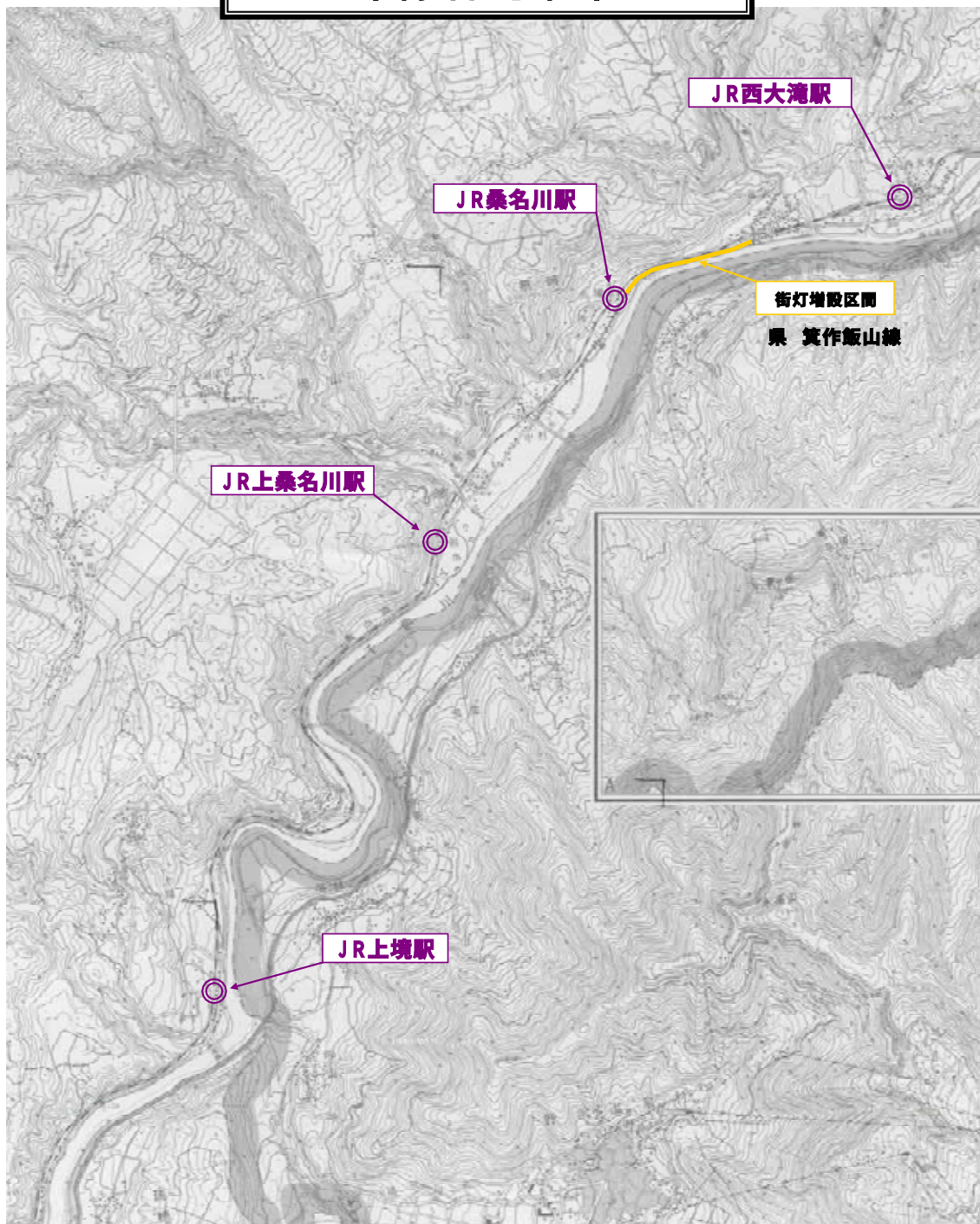
(3) 通学等検討部会の報告

①新中学校通学方針



(3) 通学等検討部会の報告
①新中学校通学方針

城北中学校(新校名案) 通学路図
〔 岡 山 地 区 〕



(3) 通学等検討部会の報告

①新中学校通学方針

4. 地域別の通学方針

【城北中学校（新校名案）】

(10) 常盤地区（P 1 5 経路図）

①通学方法

（基本（４）については、各地区や個々の現状を見据え対応していく。）

②通学路

別紙通学路線図参照

③必要とする事項

- ・市道 7－3 2 5 号、7－4 5 0 号、7－2 1 4 号における主要通学路としての街灯設置。
- ・市道 7－3 1 7 号（城北中南北道路）における環境整備と除雪の充実。

④今後の課題

- ・主要地方道上越飯山線における歩道整備（段差の解消）の推進並びに消雪パイプを含む除雪の充実と排水等の改善。

5. その他関連する事項

方針の実施に伴い必要となる事項は以下のとおりとなる。今後、関係者との協議を行い実現可能に努めるものとする。

- （１）城南中学校におけるスクールバス 1 台分の格納施設設置及び駐輪場の増設。
- （２）城北中学校におけるスクールバス 4 台分の格納施設確保及び駐輪場の増設。
- （３）道路整備等関係する機関（長野県、市道路河川課）との調整、協議を行う。
- （４）関係者による、平成21年内におけるバス等運行（夏期・冬期）の状況確認と検討の実施。
- （５）飯山警察署交通課との協議承諾
- （６）生徒の幅広い活動をサポートするため、関係する機関（市企画財政課、J R、長野電鉄等）と連携し、市内における公共交通網の充実を推進する。

(3) 通学等検討部会の報告

①新中学校通学方針

城北中学校(新校名案) 通学路図
【 瑞穂・常盤地区 】

